

生涯研修制度ポイント制度

1 日本介護福祉士会主催、ブロック主催、都道府県支部主催研修について

- (1) 45分間で1時間と換算する。
- (2) 1時間の研修終了で0.5ポイントとする。
- (3) 以降1時間増すごとに0.5ポイントずつ加算する。
- (4) ただし、以下の研修は研修時間に関係なく次のポイントとする。
 - ① 全国大会=10ポイント
 - ② 日本介護学会=7ポイント
 - ③ ブロック研修=7ポイント

以下の場合には別途ポイントを加算する。

(5) 日本介護福祉士会主催及びブロック主催研修において

- ① 発表者又はシンポジストとして参加した場合
→時間数によるポイント数×3=取得ポイント数
- ② コーディネーター又は講師等として参加した場合
→時間数によるポイント数×5=取得ポイント数

(6) 都道府県支部主催及び日本介護福祉士会が認定した他団体主催研修において

- ① 発表者又はシンポジストとして参加した場合
→時間数によるポイント数×2=取得ポイント数
- ② コーディネーター又は講師等として参加した場合(該当研修の全時間に参加したものとみなす)
→時間数によるポイント数×3=取得ポイント数

2 専門介護福祉士、研究介護福祉士及び管理介護福祉士分野の研修について

上記1の(1)～(3)の算出方法によるポイントに1.5を乗じたポイントを取得ポイント数とする。

3 他団体主催の研修について

- ・ 全国社会福祉協議会(都道府県社会福祉協議会・市社会福祉協議会等は除く)
- ・ 長寿社会開発センター

以上2団体が実施する研修についてはポイント対象とする(資格取得に関する研修は除く)。ポイントの換算は、1-(1)から(3)に準ずる。

ポイント制度の認定を受けようとする者は、研修の要綱(コピー可)、生涯研修手帳(押印のため)と140円切手を同封して、他団体研修認定伺い書を日本介護福祉士会事務局宛に送付する。